



大阪弁護士会 空家・財産管理人 無料電話相談

TEL 06-6364-5500

受付日時：平日月曜日～金曜日 午後1時～午後4時

担当窓口：大阪弁護士会委員会部司法課

- ◇ 大阪弁護士会の事務局にてお電話を受付した後、3営業日以内に担当弁護士から折り返しお電話があります。
- ◇ 空家、財産管理制度（相続財産、不在者財産等）に関する法律問題に対してご相談に応じます。
- ◇ 1事案につき、お一人様1回、最大20分まで弁護士に無料で電話相談できます。
- ◇ 継続相談や弁護士に事件処理を依頼したい場合には、別途費用がかかります。

近所にボロボロの空家があるのですが...

賃貸した土地の建物の所有者が亡くなり、放置されて困ってます。地主としてどうしたらいいの？

実家が空家になります。管理や処分について、法的にどのような点に注意したらいいですか？

内縁の夫が亡くなり、夫に相続人はいないのですが、内縁の妻の私は、遺産から何かもらえますか？

空家を放置すると税金が上がるってホント？

隣地が、相続人がおらず長年放置され、草木が生え放題で迷惑です。どうしたらいいんですか？